

亀山市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和6年7月9日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41339
- 3 路線名 板屋北在家線
- 4 道路の区間及び重要な経過地

新旧別	区間		重要な経過地
	起点	終点	
旧	加太北在家字小出 6094番2地先	加太北在家字小出 6094番地先	なし
新	加太北在家字小出 6094番2地先	加太北在家字小出 6093番3地先	なし